

高齢者のための 在宅福祉サービス

町では次のような事業を行っています。ご利用ください。

問い合わせ先 保険課介護保険係 ☎(48)1111(内228・290)

高齢者軽度生活援助事業

介護保険で自立と判定された方（六十五歳以上）を対象に、軽易な日常生活の援助を行うためにホームヘルパーを派遣し、自立した生活の継続を援助しています。

寝具の洗濯・乾燥サービス事業

在宅で三カ月以上寝たきりの状態の方（おおむね六十五歳以上）を対象に、健全で安らかな生活を営むために日常生活している寝具の洗濯・乾燥を行っています。

六月のサービス

日時 六月二十七日月（午前）に回収し、六月二十九日（水）午前に配送
枚数 洗濯・乾燥とも、掛けふとん・敷きふとん・毛布各一枚
申込期限 六月十七日（金）
申し込み・問い合わせ先 保険課介護保険係 ☎(48)1111
(内228・290)

配食サービス事業

食事を作ることが困難な一人暮らしの高齢者（おおむね六十五歳以上）または高齢者夫婦世帯などに、配食サービス（日曜日を除く毎日）を実施しています。祝日も実施していません。

タクシー料金の助成事業

満七十歳以上の方に、タクシー（町と契約している会社に限る。）の初乗り料金（基本料金）を助成しています。助成券は年間三十枚交付しています。

温水プールの利用料の助成事業

満六十五歳以上の方に、東部知多



温水プールの利用料の半額を助成しています。

緊急通報装置設置事業

一人暮らしの高齢者（おおむね六十五歳以上）または高齢者夫婦世帯を対象に、通報装置を設置して安全な生活ができるよう手助けをします。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

常時徘徊癖のある方（おおむね六十五歳以上）を対象に、位置確認のための発信器を貸し出しています。

家族介護用品支給事業

在宅で常時紙オムツなどの介護用品を必要とする重度の要介護状態にある方（住民税非課税世帯に限る。）を対象に、クーポン券で介護用品を支給しています。

家族介護慰労事業

重度の要介護の状態にある住民税非課税世帯の方を、過去一年以上介護保険サービスを利用することなく介護している家庭に、慰労金を支給しています。

高齢者健康保持対策事業（宅老所）

家に閉じこもりがちな方（おおむね六十五歳以上）を対象に、趣味活動や軽運動などを行い、一日を楽しく過ごせる施設です。南部、宮津、福住、草木の各宅老所を開設しています。

住宅用火災警報器設置事業

満六十五歳以上の一人暮らしで住民税非課税者（住民税課税者のどなたにも扶養されていないこと。）の自宅に、火災から生命及び財産を守るための住宅用火災警報器を設置します。

一人暮らしの障害者の方も対象になります。

介護保険や高齢者福祉の窓口

保険課介護保険係 ☎(48)1111(内228・290)
地域包括支援センター ☎(48)1111(内318・319)
在宅介護支援センター（阿久比一期一会荘内） ☎(47)0639
在宅介護支援センターは二十四時間対応しています。